

平成 25 年 7 月 3 日
第 1 回地域協議会検証会議
資料リスト

資料リスト

- ・ 次第
- ・ 資料 No. 1 上越市地域協議会検証会議設置要綱（当日配布）
- ・ 資料 No. 2 上越市地域協議会検証会議委員名簿（当日配布）
- ・ 資料 No. 3 地域協議会検証会議の概要について
- ・ 資料 No. 4 検証事項について
 - ・ 資料 No. 4-2 検証事項について（追加分）（当日配布）
 - ・ 資料 No. 4-3 上越市における地域協議会に関する検証（当日配布）
 - ・ 資料 No. 4-4 地域協議会委員の選任結果（当日配布）
- ・ 資料 No. 5 上越市域自治区の設置に関する条例（当日配布）
- ・ 資料 No. 6 上越市地域協議会委員の選任に関する条例（当日配布）

第1回 上越市地域協議会検証会議

と き 平成25年7月3日(水)
午後1時～

ところ 上越市役所 木田第1庁舎 第3委員会室

次 第

- 1 開会
- 2 委嘱状の交付
- 3 挨拶
- 4 委員紹介
- 5 座長・副座長の選出
- 6 議事
 - (1) 検証の概要について
 - (2) 検証事項について
 - (3) 検証のスケジュールについて
- 7 その他
- 8 閉会

上越市地域協議会検証会議設置要綱

(設置)

第1条 上越市自治基本条例（平成20年上越市条例第3号）第32条第2項に規定する地域協議会の制度上及び運用上の課題の改善等に必要な検証を行うため、上越市地域協議会検証会議（以下「検証会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 検証会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 地域協議会の制度に関すること。
- (2) 地域協議会の運用に関すること。
- (3) その他市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 検証会議は、次に掲げる人のうちから市長が委嘱し、又は任命する4人以内の委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市の職員
- (3) その他市長が必要と認める人

(委員の任期)

第4条 検証会議の委員の任期は、委嘱又は任命の日から所掌事項の検討が終了する日までとする。

(座長及び副座長)

第5条 検証会議に座長及び副座長1人を置く。

- 2 座長及び副座長は、委員の互選により定める。
- 3 座長は、会務を総理し、検証会議を代表する。
- 4 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき又は座長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検証会議の会議は、座長が議長となる。

- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 検証会議は、調査又は審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意

見若しくは説明を聴き、又は関係者に対して必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 検証会議の庶務は、自治・地域振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、検証会議の運営に関し必要な事項は、検証会議が定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から実施する。

上越市地域協議会検証会議 委員名簿

氏名	委員区分
まきた みのる 牧田 実	学識経験者 (福島大学 人間発達文化学類教授)
むねの たかとし 宗野 隆俊	学識経験者 (滋賀大学 経済学部准教授)
やまざき きみあき 山崎 仁朗	学識経験者 (岐阜大学 地域科学部准教授)
かとう よしひろ 加藤 義浩	市の職員 (上越市創造行政研究所 主任)

※ 委員数 4人

地域協議会検証会議の概要について

1 目的

自治基本条例の検証の際に市民会議及び市議会から「地域協議会の一層の活性化を図るために必要な検証を行うこと」との意見書が提出されたことを受け、外部有識者の活用等の効果的手法により、地域協議会の制度上及び運用上等の課題の抽出、課題の改善策の検討その他地域協議会の活性化を図るために必要な検証を実施し、平成 25 年度中に検証結果を取りまとめる。

2 到達目標

地域協議会のこれまでの取組の成果や課題を抽出するとともに、地域協議会のより一層の活性化を図るための方策を検討するなど、上越市における地域協議会のあり方を提言する。

3 検証方法

- 検証会議委員である先生方が実施した「上越市地域自治区調査」との連携
- 地域協議会委員の活用
 - ・ 地域協議会委員へのヒアリング、アンケート
 - ・ 地域協議会委員との意見交換

4 スケジュール（案）

平成 25 年 6 月	今後の検証方法等の協議
平成 25 年 7 月	第 1 回検証会議開催 各地域協議会へ課題抽出を依頼
平成 25 年 8 月	各地域協議会から報告
平成 25 年 9 月	課題結果の集計、分析 (アンケート・意見交換の必要があれば実施)
平成 25 年 10 月	第 2 回検証会議開催
平成 25 年 11 月	最終取りまとめ
平成 25 年 12 月	最終報告書（案）作成
平成 26 年 2 月	第 3 回検証会議開催、市長へ最終報告書提出
平成 26 年 3 月	地域協議会委員研修会において報告会

検証事項（案）

具体的な検証事項

（１）成果

○地域協議会のこれまでの成果について

- ・ 各区の地域協議会の現状把握
- ・ 地域協議会が果たした成果

（２）制度上の課題

○地域協議会の在り方について

- ・ 諮問・答申の在り方（厚生産業会館における答申の在り方の是非）
- ・ 諮問の目的、意義

○地域協議会の委員資格について

- ・ 市の非常勤職員の資格要件の取扱（公職選挙法を準じると非常勤職員は委員になれない）

○公募公選制について

- ・ 選任方法、追加選任のあり方
- ・ 委員公募の応募者（女性、若者）の増加策
- ・ 欠員補充のあり方

（３）運営上の課題

○地域協議会の運営について

- ・ 自主審議等の活性化策

○地域協議会と住民の関係について

- ・ 代表制を担保する仕組みづくり（地域住民との関係）
- ・ 協働の要となる方策

○委員の心構えについて

- ・ やりがい度の向上策
- ・ 議員との違いの明確化（市長の付属機関であることの意識付け）

（４）その他の課題

○地域協議会の認知度について

- ・ 認知度向上策

○地域活動支援事業について

- ・ 制度の課題と対応策

○地域協議会の今後について

- ・ 地域協議会の果たすべき役割は何か

○都市内分権について

- ・ 何を分権化すべきなのか
- ・ 区毎に違いがあってよいか
- ・ 市長の権限の範囲内での地域分権の理解

検証事項（追加）

追加の検証事項

○牧田委員から提案があった事項

- ・ 地域を元気にするために必要な提案事業について
- ・ 地域協議会と町内会、「住民組織」との関係について
- ・ 地域協議会と市議会・市議会議員との関係について
- ・ 地域協議会への行政支援について

「上越市における地域協議会に関する検証」

1 成果

1-1 地域協議会のこれまでの成果について

【現状】

- ・これまでの間、各区の地域協議会においては、諮問や自主的審議事項について、活発かつ熱心な審議が行われ、それぞれの自治区で暮らす住民の目線で「我が区がどうあるべきか」といった議論が続けられてきている。
- ・また、身近な自治が着実に前進しているものと認識している。

2 制度上の課題

2-1 地域協議会の在り方について

(1) 諮問・答申の在り方

【課題】

- ・諮問に対する検討結果は「不適當」であり、その理由は様々であることから集約する必要はない。列挙された理由から判断するのが諮問した市長の務めである。
- ・「適當」とした答申にはその理由を記載しておらず、「不適當」とした場合にその理由を集約する必要はない。
- ・市議会の議決でも理由は集約しておらず、答申でも同様に不用である。

以上の意見がある。

○厚生産業会館における諮問・答申の経緯

- ・高田区地域協議会からの答申では、不適當の理由として委員個人の意見のみが列挙され、地域協議会として集約されたものが記載されていなかったことから、不適當とした理由を集約するよう依頼。
- ・集約に当たっては、公の施設の設置に関する地域協議会への諮問は、その公の施設の設置が区域の住民の生活に及ぼす影響について意見を聴き、政策判断の参考とするために行うものであることから、この観点からの意見集約を依頼。

【市の考え】

- ・内閣府の審議会である地方制度調査会からの「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」の中で地域自治区制度について、「地域自治区制度は、『住民の意見を取りまとめる地域協議会』及び『住民に身近な事務を住民との連携を図りながら処理する事務所を置く』ことからなる制度である」との答申があることから、地域協議会として意見をとりまとめることが必要
- ・市長の付属機関である地域協議会に対して諮問しているものであり、会としてとりまとめることは当然であると考え。個人意見だけの答申であれば、わざわざ地域協議会に聞かなくともパブコメや市民の声ポストでことが足りることになり、地域協議会の存在意義が薄れてしまう。
- ・不適當の理由を真摯に受け止めた上で政策判断をしたいと考えているが、相反する内容の意見が混在していると、どちらに舵を取るべきかの判断に支障を来す。

(2) 諮問の目的、意義

【課題】

- ・地域協議会への諮問については、地方自治法第202条の7第2項の規定の趣旨に基づき、「その公の施設の設置が区域の住民の生活に及ぼす影響について」の意見を答申していただくというのが諮問の目的であると考えているが、地域協議会からは「どのような答申をするかは地域協議会の裁量に委ねられており、答申を住民生活に及ぼす影響について聞くという条件を付けることは、地域協議会の活動を制約することにならないか」との意見もある。
- ・公の施設については、利用形態(全市的、広域的な利用に供する等)に関わらず、当該区域の地域協議会に諮問すべきものとして取り扱っているが、当該区域の地域協議会のみならず全地域協議会に諮問すべきとの意見もある。

○【参考】上越市地域自治区の設置に関する条例

(地域協議会の権限)

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べることができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
 - (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項
- 2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。
- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
 - (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
 - (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項

2-2 地域協議会の委員資格について

(1) 市の非常勤職員の資格要件の取扱

- ・現職の地域協議会委員が市の非常勤一般職の採用試験に合格し、「上越市地域協議会委員の選任に関する条例」第14条第1項第2号(委員の解職)に触れる恐れが生じたため辞職されるケースがあった。
- ・地域協議会委員資格者は、同条例第2条第1項第2号で「公職選挙法に基づき本市の議会の議員の候補者となることができる者であること」とされており、公務員の立候補制限により非常勤一般職の身分のまま地域協議会委員となることができない。

【課題】

- ・公職選挙法に準じると公務員の立候補制限により、いわゆる臨時職員は地域協議会委員になれないなど、不都合が生ずる場合があることから、準公選制をどこまで厳格に運用するか。

2-3 公募公選制について（別紙資料4-4：選任結果）

（1）選任方法、追加選任のあり方

【現状】

- ・28区の定数416人に対し、305人の届出（定数の73.3%）となった。
- ・28区のうち22区において追加選任を行った。
- ・区ごとに対応は異なるものであったが、全体として、①できるだけ女性を含むよう配慮するとともに、②年齢のバランス、③地区のバランスや、④委員の活動分野を総合的に勘案し、選任作業を行った。

【課題】

- ・地域協議会の意見は、「公募公選制」を採用していることを踏まえ地域の意見とみなしているが、応募者数が定数に満たない状況で地域の意見と言えるのか。
- ・追加選任を原則行うべきではないとする意見もあるが、定数を満たさない地域協議会は現実的に可能か。

（2）委員公募の応募者（女性、若者）の増加策

【現状】

- ・30代・40代が1割に満たなく、性別では、女性が2割に満たないなど、若年層・女性の届出者が少ない。

【課題】

- ・多くの若者、女性が委員になるための方策とは。

（3）欠員補充のあり方

【現状】

- ・公職選挙法に基づく市議会議員の欠員に対する対応を参考として、欠員が定数の6分の1（16.66%）を超えるに至ったときは補欠委員を追加することとする。

【課題】

- ・これまでの間、6分の1を超えることはなかったが、現実的6分の1を超えた場合の具体的な方法については公募を行うのか、市長が選任するのか未確定である。

3 運営上の課題

3-1 地域協議会の運営について

（1）自主審議等の活性化策

【現状】

- ・地域協議会や町内会、住民組織、まちづくり団体等が、それぞれに課題を出し合い、問題意識を共有していく中で解決策を検討していく場として意見交換を行っている。
- ・こうした話し合いを継続していくことにより、地域協議会が自主的審議の中で、「地域を元気にするために必要な提案事業」として市に提出していただくこともできるよう取組を進めているが、具体的に提案された案件はない。

【課題】

- ・諮問や地域活動支援事業の採択により、自主審議を行う時間がないなどの意見がある。

3-2 地域協議会と住民の関係について

(1) 代表制を担保する仕組みづくり（協働の要となる方策）

【現状】

- ・現行の法制度が想定する地域協議会は、地方制度調査会の答申にあるように「協働の活動の要」として、公共領域のサービスを行政のみならずコミュニティ組織やNPO等と協働し担っていくため、それら主体の参加の下、多様な意見調整を行う場として位置付けられている。

【課題】

- ・実行よりも決定に重きを置いた制度となっていること、制度が本来意図している「意見調整」、「意思形成」、「協働」、「実働負担」といった役割を全て地域協議会に求めることは現実的ではない状況にある。

《参考》第27次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（抄）

（平成15年11月13日）

イ 地域協議会

(ア) 役割

「地域協議会は、住民に基盤を置く機関として、住民及び地域に根ざした諸団体等の主体的な参加を求めつつ、多様な意見の調整を行い、協働の活動の要となる。」

(イ) 構成員の選任等

「地域協議会の構成員は、基礎自治体の長が選任する。(ア)で述べた地域協議会の役割から、構成員に当たっては、自治会、町内会、PTA、各種団体等地域を基盤とする多様な団体から推薦を受けた者や公募による住民の中から選ぶこととするなど、地域の意見が適切に反映される構成となるよう配慮する必要がある。」

3-3 委員の心構えについて

(1) やりがい度・資質の向上策

【現状】

- ・地域協議会の重要性が増す中で、委員には、当該区の重要案件の決定に対する責任や、審議にあたり市政における各種制度・施策に対する一定の理解力が求められるケースがある。

【課題】

- ・委員のやりがい度・資質の向上を図るために、協議会の活動範囲における情報収集等に要した実費や研修の充実について検討する必要がある。

(2) 議員との違いの明確化（市長の附属機関であることの意識付け）

【現状】

- ・市議会は議決機関として市の予算の決定や条例の制定など全市共通の、広域的な課題について大局的な立場から審議を行うものであり、一方、地域協議会は地域の個別課題の検討を行うものであることから、それぞれの役割は自ずと異なるが、その役割分担について明確化されていない。

【課題】

- ・地域協議会は市長の附属機関であるということをいかに理解してもらうか。

4 その他の課題

4-1 地域協議会の認知度について

(1) 認知度向上策

【現状】

- ・平成24年に実施した市政モニターアンケートでは認知度が43%であった。また、地域自治区制度を知っている市民に限ると、約7割がこの制度に期待していることから、認知度を向上させることが重要であると考えている。

【課題】

- ・現状では具体的な認知度向上策は地道な取組の積み重ね以外にないのか。

4-2 地域活動支援事業について

(1) 制度の課題と対応策

【現状】

- ・これまでの間で、新たな地域活動につながる取組が全市で進められ、また新たな活動団体が出てきているなど本事業が目指す、正に市民が主体となって進めるまちづくりの第一歩が踏み出した。
- ・制度自体が、異なる地域の課題を、それぞれの思いの中で市政に反映させていく仕組みであることから、各区の実情に応じて、「地域のことは地域で決めてほしい」という考えの下で、事業に取り組んできた結果として、地域協議会の活性化や認知度の向上に大いにつながり、委員のやりがいにもつながっている。
- ・市民からの声では、概ね好意的な評価があり、地域活動支援事業の恒久化（条例制定）の要望が市民や議会から多数寄せられている。
- ・26年度には継続、見直し、廃止の判断をする必要がある。

【課題】

①地域間格差

- ・地域によって、本事業の目的に対する理解の度合いにより、事業の内容や熟度に差があることや、地域活動の担い手の確保に開きがある。
- ・事業提案を行うリーダーがいない区では、提案件数が少なく、補助金を有効的に活用できない状況が続いている。

②事業費・配分額

- ・1次募集では配分額と採択額との差は毎年度数千万あり、多くの区で追加募集を実施している。

③採択事業

- ・工事、備品購入、継続事業への充当など制度の趣旨にそぐわない事業も採択されている。

④事業内容

- ・市が行う事業について、市が整備すべきものであり、この活動支援事業の配分金を使うべきではないとの意見が多い。
- ・従前自己負担で活動していた事業をこの制度を使って実施するケースがあり、担い手の活力を削ぐ形になっている場合があった。
- ・備品購入が目的であって、その後の活動の広がりがなく、既存団体が、安易に備品購入を提案した場合が多数あった。

4-3 地域協議会の今後について

(1) 地域協議会の果たすべき役割は何か

【課題】

- ・ 検証をふまえて市民、地域協議会委員、市が地域協議会の果たすべき役割について改めて共通認識を持つ必要があるのではないか。

4-4 都市内分権について

(1) 何を分権化すべきなのか、市長の権限の範囲内での地域分権の理解

【現状】

- ・ 過去の議会で「地域協議会が自由に予算編成できる一括交付金制度を創設し、市長が持つ予算編成権の一部を移譲する考えはないか」、「地域自治区をいくつかのブロックに分けて、それぞれに副市長を配置し、市長の権限を大幅に移譲する考えはないか」などの都市内分権に関する質問があった。

【課題】

- ・ 自治基本条例において都市内分権を「身近な地域の課題を主体的にとらえ、市民自らが考え、その解決に向け地域の意見を決定し、市政運営に反映する」と定めており、国から地方へ権限と税財源を移譲するというような団体間の権限の分与としては捉えていないが、それでよいか。
- ・ 当市における都市内分権は、市の基本方針やおかれている財政状況などを勘案した中で、可能な限り市民の声を市政運営に反映させていくものであり、自ずと一定の制約の中での権能にならざるを得ないが、それでよいか。

(2) 区毎に違いがあってよいか

【現状】

- ・ 地域活動支援事業では、自治・地域振興課で、事業の基本的なルールを定めるが、それ以外の補助事業の補助率や、補助金の上限や下限の設定、さらには、プレゼンテーションの有無など審査方法を含めては、各区のローカルルールを認めている。
- ・ 広大な市域を抱える当市では、それぞれの地域によって、まちづくりに対する市民の思いや、抱える課題は異なるものである。そうした地域の思いや課題を受け止めて、いかに市政に反映していくかということに対し、本事業はそのきっかけになり得るものであり、「地域のことは地域で決めてほしい」という考えの下で、制度設計に取り組んだ。

【課題】

- ・ 「同じ市の事業でありながら、区によって相違があるのはいかがか」という批判や指摘をいただくこともある。

地域協議会委員の選任結果

- 1 選任日 平成24年4月24日（火）
- 2 任期 平成24年4月29日～平成28年4月28日
- 3 概要

地域協議会名	委員定数	参考			
		届出者数	届出者からの 選任数(①)	①以外から の選任数	選任した委 員数の計
高田区地域協議会	20	17	17	3	20
新道区地域協議会	16	12	12	4	16
金谷区地域協議会	18	18	18	0	18
春日区地域協議会	18	16	16	2	18
諏訪区地域協議会	12	10	10	2	12
津有区地域協議会	16	4	4	12	16
三郷区地域協議会	12	3	3	9	12
和田区地域協議会	16	7	7	9	16
高士区地域協議会	12	4	4	8	12
直江津区地域協議会	18	18	18	0	18
有田区地域協議会	18	11	11	7	18
八千浦区地域協議会	12	7	7	5	12
保倉区地域協議会	12	10	10	2	12
北諏訪区地域協議会	12	12	12	0	12
谷浜・桑取区地域協議会	12	7	7	5	12
安塚区地域協議会	12	11	11	1	12
浦川原区地域協議会	12	9	9	3	12
大島区地域協議会	12	5	5	7	12
牧区地域協議会	14	7	7	7	14
柿崎区地域協議会	18	18	18	0	18
大潟区地域協議会	18	16	16	2	18
頸城区地域協議会	18	18	18	0	18
吉川区地域協議会	16	13	13	3	16
中郷区地域協議会	14	14	14	0	14
板倉区地域協議会	16	14	14	2	16
清里区地域協議会	12	7	7	5	12
三和区地域協議会	16	11	11	5	16
名立区地域協議会	14	6	6	8	14
合計	416	305	305	111	416

4 その他

(1) 年代別・男女別構成比

	男性	女性	計	構成比
30歳代	4	2	6	1.4%
40歳代	17	11	28	6.7%
50歳代	52	17	69	16.6%
60歳代	193	43	236	56.7%
70歳代	72	4	76	18.3%
80歳代	1	0	1	0.3%
計	339	77	416	100.0%
構成比	81.5%	18.5%		

(2) その他

平均年齢	62.9歳 (最年少36歳、最高齢85歳)
再任の委員	165人 (全体の39.7%)

上越市地域自治区の設置に関する条例

平成 20 年 2 月 6 日

条 例 第 1 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)及び上越市自治基本条例(平成 20 年上越市条例第 3 号)第 32 条第 4 項の規定に基づき、地域自治区の設置に関し必要な事項を定め、地域の意見を市政運営に反映することを目的とする。

(地域自治区の設置)

第 2 条 市は、次の表の左欄に掲げる区域ごとに、同表の右欄に掲げる名称の地域自治区を設ける。

区域	名称
南本町一丁目から三丁目まで、東城町一丁目から三丁目まで、南城町一丁目から四丁目まで、大手町、本城町、南新町、南高田町、本町一丁目から七丁目まで、北本町一丁目から四丁目まで、仲町一丁目から六丁目まで、寺町一丁目の一部、寺町二丁目、寺町三丁目、大町一丁目から五丁目まで、西城町一丁目から四丁目まで、北城町一丁目から四丁目まで、東本町一丁目から五丁目まで、幸町、栄町、新町、高土町一丁目から三丁目まで、高土町受地、大字大貫の一部、大字京田、大字土橋の一部、大字島田下新田の一部、大字丸山新田の一部、大字高田新田、大和三丁目の一部及び大和四丁目の一部の区域	高田区
とよば、大字子安、子安、子安新田、鴨島一丁目から三丁目まで、鴨島、稲田一丁目から四丁目まで、大字上稲田、大字下稲田、大字寺、大字大日、大字中田新田、大字上島、大字中々村新田、大字平岡、大字南田屋新田、大字北田屋新田、大字大道福田、大字富岡、富岡、大字藤野新田、藤野新田、大字大日(旧大日新田)、大字子安新田、大字上島(旧大日古川新田)、大字大道新田、大字赤塚新田、新南町及び大字戸野目古新田の一部の区域	新道区
大字上門前、大字小滝、大字下馬場、大字朝日、大字黒田、大字灰塚、大字地頭方、大字青木、大字上中田、中通町、大字向橋、大字中田原、大字塩荷谷、大字儀明、大字上湯谷、大字後谷、大字大貫の一部、大字飯の一部、御殿山町、上昭和町、昭和町一丁目、昭和町二丁目、大字滝寺、大字下正善寺、大字中正善寺、大字上正善寺、大字字津尾、大字上綱子、大字中ノ俣、大字下中田、寺町一丁目の一部、大字藤新田の一部、大字岩木の一部及び大字塚田新田の区域	金谷区
大字土橋の一部、大字藤巻、藤巻、大字木田新田、木田新田一丁目、木田新田二丁目、大字藤新田の一部、藤新田一丁目、藤新田二丁目、大字木田、木田一丁目から三丁目まで、大字岩木の一部、山屋敷町、大字中屋敷、大字大豆、大豆一丁目、大豆二丁目、大字春日、大字中門前、中門前一丁目から三丁目まで、大字宮野尾、春日山町一丁目から三丁目まで、春日野一丁目、春日野二丁目、新光町一丁目、新光町二丁目の一部、新光町三丁目の一部、大学前、大字薄袋、大字寺分、大字牛池新田及び大字飯の一部の区域	春日区
大字上真砂、大字杉野袋、大字北新保、大字南新保、大字高森、大字諏訪、大字東原、大字鶴町、大字北田中、大字米岡及び米町の区域	諏訪区

大字四ヶ所、大字西市野口、大字戸野目古新田の一部、大字門田新田、大字戸野目、大字市野江、大字桐原、大字本道、大字荒屋、大字虫川、大字下野田、大字長面、大字上野田、大字四辻町、大字下池部、大字上池部、大字吉岡、大字東市野口、大字劔、大字茨沢、大字藤塚、大字新保古新田、大字本新保、大字上雲寺、大字下新町、大字上新町、大字池、大字下富川、大字上富川、大字熊塚、大字野尻、大字稲、平成町及び大字鴨島の区域	津有区
大字下四ツ屋、大字西松野木、大字長者町、大字天野原新田、大字本長者原、大字今池、大字薮野、大字辰尾新田、大字東稲塚新田、大字下稲塚、桜町及び大字新長者原の区域	三郷区
大字木島、大字島田上新田、大字島田、大字島田下新田の一部、大字上箱井、大字中箱井、大字岡原、大字下箱井、大字五ヶ所新田、大字丸山新田の一部、大字下新田、大字西田中、大字寺町、大字石沢、大字七ヶ所新田、大字今泉、大字稲荷、大和一丁目、大和二丁目、大和三丁目の一部、大和四丁目の一部、大和五丁目、大和六丁目、大字土合、大字脇野田及び大字荒町の区域	和田区
大字稲谷、大字上曾根、大字下曾根、大字高和町、大字元屋敷、大字高津、大字飯田、大字妙油、大字森田、大字十二ノ木、大字北方、大字南方、大字大口、大字東京田及び大字松塚の区域	高土区
西本町一丁目から四丁目まで、中央一丁目から五丁目まで、住吉町、港町一丁目、港町二丁目、大字高崎新田、東雲町一丁目、東雲町二丁目、栄町一丁目、栄町二丁目、東町、大字塩屋、大字直江津、大字八幡、大字轟木、五智一丁目から六丁目まで、五智新町、大字虫生岩戸、国府一丁目から四丁目まで、加賀町、石橋、石橋一丁目、石橋二丁目、大字五智国分、大字三交、大字大場、大字愛宕国分、大字毘沙門国分寺、大字居多、新光町二丁目の一部、新光町三丁目の一部及び大字黒井の一部の区域	直江津区
大字小猿屋、大字小猿屋新田、大字三田、大字三田新田、大字三ツ橋新田、大字三ツ橋、三ツ橋、田園、大字福田、佐内町、三ツ屋町、大字安江、安江一丁目から三丁目まで、大字上源入、上源入、大字下源入、下源入、大字松村新田、大字下門前、下門前、大字塩屋新田、大字春日新田、春日新田一丁目から五丁目まで、川原町、福田町、大字三ツ屋及び大字佐内の区域	有田区
大字黒井の一部、日之出町、大字上荒浜、大字下荒浜、大字遊光寺浜、大字夷浜、大字西ヶ窪浜、大字石橋新田、大字夷浜新田及び八千浦の区域	八千浦区
大字下百々、大字駒林、大字小泉、大字長岡、大字長岡新田、大字上名柄、大字五野井、大字石川、大字青野、大字上吉野、大字下吉野、大字上五貫野、大字下五貫野、大字下名柄、大字田沢新田、大字岡崎新田、大字福岡新田、大字岡沢及び大字上千原の一部の区域	保倉区
大字飯塚、大字中真砂、大字川端、大字東中島、大字上千原の一部、大字福橋、大字横曾根、大字下真砂、大字上吉新田及び大字下吉新田の区域	北諏訪区
大字西横山、大字小池、大字西山寺、大字下綱子、大字高住、大字中桑取、大字丹原、大字鍋ヶ浦、大字吉浦、大字茶屋ヶ原、大字有間川、大字長浜、大字小池新田、大字西鳥越、大字諏訪分、大字三伝、大字花立、大字西戸野、大字鍛冶免分、大字中桑取新田、大字下宇山、大字上宇山、大字横畑、大字皆口、大字西谷内、大字北谷、大字土口、大字増沢、大字大淵、大字東吉尾及び大字西吉尾の区域	谷浜・桑取区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の安塚町の区域	安塚区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の浦川原村の区域	浦川原区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の大島村の区域	大島区

平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の牧村の区域	牧区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の柿崎町の区域	柿崎区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の大潟町の区域	大潟区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の頸城村の区域	頸城区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の吉川町の区域	吉川区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の中郷村の区域	中郷区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の板倉町の区域	板倉区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の清里村の区域	清里区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の三和村の区域	三和区
平成 17 年 1 月 1 日の市町村合併前の名立町の区域	名立区

(地域自治区の事務所)

第 3 条 地域自治区に置く事務所の位置、名称及び所管区域は、次の表のとおりとする。

地域自治区	位置	名称	所管区域
高田区	上越市大手町 5 番 41 号	南部まちづくりセンター	高田区の区域
新道区	上越市木田一丁目 1 番 3 号	中部まちづくりセンター	新道区の区域
金谷区	上越市大手町 5 番 41 号	南部まちづくりセンター	金谷区の区域
春日区	上越市木田一丁目 1 番 3 号	中部まちづくりセンター	春日区の区域
諏訪区	上越市木田一丁目 1 番 3 号	中部まちづくりセンター	諏訪区の区域
津有区	上越市木田一丁目 1 番 3 号	中部まちづくりセンター	津有区の区域
三郷区	上越市大手町 5 番 41 号	南部まちづくりセンター	三郷区の区域
和田区	上越市大手町 5 番 41 号	南部まちづくりセンター	和田区の区域
高土区	上越市木田一丁目 1 番 3 号	中部まちづくりセンター	高土区の区域
直江津区	上越市中央一丁目 16 番 1 号	北部まちづくりセンター	直江津区の区域
有田区	上越市中央一丁目 16 番 1 号	北部まちづくりセンター	有田区の区域
八千浦区	上越市中央一丁目 16 番 1 号	北部まちづくりセンター	八千浦区の区域
保倉区	上越市中央一丁目 16 番 1 号	北部まちづくりセンター	保倉区の区域
北諏訪区	上越市中央一丁目 16 番 1 号	北部まちづくりセンター	北諏訪区の区域

谷浜・桑取区	上越市中央一丁目 16 番 1 号	北部まちづくりセンター	谷浜・桑取区の区域
安塚区	上越市安塚区安塚 722 番地 3	安塚区総合事務所	安塚区の区域
浦川原区	上越市浦川原区釜淵 5 番地	浦川原区総合事務所	浦川原区の区域
大島区	上越市大島区岡 3320 番地 3	大島区総合事務所	大島区の区域
牧区	上越市牧区柳島 522 番地	牧区総合事務所	牧区の区域
柿崎区	上越市柿崎区柿崎 6405 番地	柿崎区総合事務所	柿崎区の区域
大潟区	上越市大潟区土底浜 1081 番地 1	大潟区総合事務所	大潟区の区域
頸城区	上越市頸城区百間町 636 番地	頸城区総合事務所	頸城区の区域
吉川区	上越市吉川区下町 1126 番地	吉川区総合事務所	吉川区の区域
中郷区	上越市中郷区藤沢 986 番地 1	中郷区総合事務所	中郷区の区域
板倉区	上越市板倉区針 722 番地 1	板倉区総合事務所	板倉区の区域
清里区	上越市清里区荒牧 18 番地	清里区総合事務所	清里区の区域
三和区	上越市三和区井ノ口 444 番地	三和区総合事務所	三和区の区域
名立区	上越市名立区名立大町 365 番地 1	名立区総合事務所	名立区の区域

(地域協議会の名称)

第 4 条 地域自治区に置く地域協議会の名称は、次の表のとおりとする。

地域自治区	名称
高田区	高田区地域協議会
新道区	新道区地域協議会
金谷区	金谷区地域協議会
春日区	春日区地域協議会
諏訪区	諏訪区地域協議会
津有区	津有区地域協議会
三郷区	三郷区地域協議会
和田区	和田区地域協議会
高土区	高土区地域協議会
直江津区	直江津区地域協議会
有田区	有田区地域協議会
八千浦区	八千浦区地域協議会
保倉区	保倉区地域協議会

北諏訪区	北諏訪区地域協議会
谷浜・桑取区	谷浜・桑取区地域協議会
安塚区	安塚区地域協議会
浦川原区	浦川原区地域協議会
大島区	大島区地域協議会
牧区	牧区地域協議会
柿崎区	柿崎区地域協議会
大潟区	大潟区地域協議会
頸城区	頸城区地域協議会
吉川区	吉川区地域協議会
中郷区	中郷区地域協議会
板倉区	板倉区地域協議会
清里区	清里区地域協議会
三和区	三和区地域協議会
名立区	名立区地域協議会

(地域協議会委員)

第5条 地域協議会の構成員は、地域協議会委員（以下「委員」という。）と称する。

2 委員の定数は、次の表のとおりとする。

地域協議会	委員の定数
高田区地域協議会	20人
新道区地域協議会	16人
金谷区地域協議会	18人
春日区地域協議会	18人
諏訪区地域協議会	12人
津有区地域協議会	16人
三郷区地域協議会	12人
和田区地域協議会	16人
高土区地域協議会	12人
直江津区地域協議会	18人
有田区地域協議会	18人
八千浦区地域協議会	12人

保倉区地域協議会	12人
北諏訪区地域協議会	12人
谷浜・桑取区地域協議会	12人
安塚区地域協議会	12人
浦川原区地域協議会	12人
大島区地域協議会	12人
牧区地域協議会	14人
柿崎区地域協議会	18人
大潟区地域協議会	18人
頸城区地域協議会	18人
吉川区地域協議会	16人
中郷区地域協議会	14人
板倉区地域協議会	16人
清里区地域協議会	12人
三和区地域協議会	16人
名立区地域協議会	14人

- 3 委員は、市長が選任する。
- 4 前項の規定による委員の選任の手続等は、別に条例で定める。
- 5 委員の任期は、4年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員には、報酬を支給しない。

(地域協議会の会長及び副会長の選任及び解任の方法)

第6条 地域協議会の会長及び副会長は、それぞれの地域協議会の会議（以下「会議」という。）において、委員のうちから選任し、又は解任する。

(地域協議会の権限)

第7条 地域協議会は、次に掲げる事項のうち、市長その他の市の機関により諮問されたもの又は必要と認めるものについて、審議し、市長その他の市の機関に意見を述べる事ができる。

- (1) 地域自治区の事務所が所掌する事務に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市が処理する地域自治区の区域に係る事務に関する事項
- (3) 市の事務処理に当たっての地域自治区の区域内に住所を有する者との連携の強化に関する事項

2 市長は、上越地域合併協議会が作成した新市建設計画を変更しようとする場合及び市の施策に関する重要事項のうち次に掲げる事項を決定し、又は変更しようとする場合においては、あらかじめ、地域協議会の意見を聴かなければならない。

- (1) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の設置及び廃止に関する事項
- (2) 地域自治区の区域内の重要な公の施設の管理の在り方に関する事項
- (3) 市が策定する基本構想等のうち、地域自治区の区域に係る重要事項
(会議)

第8条 会議は、次に掲げる場合に会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選任されていない場合で市長が必要と認めるときは、市長が招集し、市長が指名する者が議長となる。

- (1) 会長が必要と認める場合
- (2) それぞれの地域協議会が定める数以上の委員から請求があった場合

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 前3項に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、それぞれの地域協議会が定める。
(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項、第8項及び第9項の規定は、公布の日から施行する。

(旧地域協議会の特例)

2 地域自治区の設置に関する協議（平成16年12月17日上越市告示第326号）により定められた協議書（以下「協議書」という。）の規定により置かれた地域協議会（以下「旧地域協議会」という。）は、この条例の規定により置かれた相当の地域協議会とみなす。

(委員の選任の特例)

3 附則第9項の規定による改正後の地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例（平成17年上越市条例第39号）第2条の規定による変更後の協議書に基づく地域自治区の設置期間（以下「旧地域自治区の設置期間」という。）の終了の際現に旧地域協議会の構成員（以下「旧委員」という。）である者は、附則第1項本文に規定する日に、この条例の規定により置かれた相当の地域協議会の委員として選任されたものと

みなす。

- 4 市長は、附則第1項本文に規定する日前においても委員を選任することができる。

(委員の任期の特例)

- 5 第5条第5項の規定にかかわらず、附則第3項の規定により選任されたものとみなされる委員の任期は、附則第1項本文に規定する日から平成20年4月28日までとする。

- 6 第5条第5項の規定にかかわらず、附則第1項本文に規定する日前に旧委員が欠けた場合で当該旧委員の補欠委員に相当する委員を同日以後に選任する場合の当該委員の任期は、当該委員の選任の日から平成20年4月28日までとする。

(旧地域協議会の会長及び副会長の選任の特例)

- 7 第6条の規定にかかわらず、旧地域自治区の設置期間の終了の際現に旧地域協議会の会長又は副会長である旧委員は、附則第1項本文に規定する日に、この条例の規定により置かれた相当の地域協議会の会長又は副会長として選任されたものとみなす。

(市の全域における地域自治区の設置)

- 8 市は、市の全域において地域自治区を設置するため、速やかに、上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成21年上越市条例第14号)の規定による改正前の第2条の表に掲げる区域以外の区域に設ける地域自治区について検討を加え、必要な改正を行うものとする。

(地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部改正)

- 9 地域自治区の設置に関する協議により定められた事項を変更する条例の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則 (平成21年条例第12号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年条例第14号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。

(委員の任期の特例)

- 2 第5条第5項の規定にかかわらず、この条例の施行の日以後最初に選任される高田区地域協議会、新道区地域協議会、金谷区地域協議会、春日区地域協議会、諏訪区地域協議会、津有区地域協議会、三郷区地域協議会、和田区地域協議会、高土区地域協議会、直江津区地域協議会、有田区地域協議会、八千浦区地域協議会、保倉区地域協議会、北諏訪区地域

協議会及び谷浜・桑取区地域協議会の委員の任期は、選任の日から平成 24 年 4 月 28 日までとする。

(上越市地域協議会委員の選任に関する条例の一部改正)

- 3 上越市地域協議会委員の選任に関する条例(平成 16 年上越市条例第 30 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(上越市災害救助条例の一部改正)

- 4 上越市災害救助条例(昭和 46 年上越市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(上越市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例の一部改正)

- 5 上越市農業委員会の選挙による委員の選挙区の設定に関する条例(昭和 46 年上越市条例第 122 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(上越市火力発電所立地関連地域振興基金条例の一部改正)

- 6 上越市火力発電所立地関連地域振興基金条例(平成 15 年上越市条例第 32 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(市町村合併に伴う上越市国民健康保険税条例の適用の特例に関する条例の一部改正)

- 7 市町村合併に伴う上越市国民健康保険税条例の適用の特例に関する条例(平成 16 年上越市条例第 180 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例の一部改正)

- 8 上越市農業委員会の部会の設置及び委員定数条例(平成 16 年上越市条例第 184 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

(上越市地域振興基金条例の一部改正)

- 9 上越市地域振興基金条例(平成 18 年上越市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成 21 年条例第 57 号)抄

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中第 2 条の表上越市南出張所の項の改正規定及び第 2 条中第 2 条の表の改正規定(「大字樋場」を「とよば」に改める部分に限る。) 樋場新町土地区画整理事業の施行

に伴う字の変更の効力を生ずる日

- (2) 第1条中第2条の表上越市北出張所の項の改正規定及び第2条中第2条の表の改正規定（「大字黒井の一部、」の次に「日之出町、」を加える部分に限る。） 大字黒井の一部及び佐内町の一部を日之出町とする字の変更の効力を生ずる日

附 則（平成24年条例第27号）

この条例は、県営ほ場整備事業（担い手育成型）中江北部第1地区の施行に伴う字の変更の効力を生ずる日から施行する。

上越市地域協議会委員の選任に関する条例

平成16年12月21日
条例第30号

(目的)

第1条 この条例は、上越市自治基本条例(平成20年上越市条例第3号)第32条第4項の規定に基づき、地域協議会の構成員(以下「委員」という。)の選任の手続等を明らかにすることにより、委員の選任をより一層、公明で、かつ、地域自治区の区域内に住所を有する者の多様な意見が適切に反映されるものとするを目的とする。

(委員資格者)

第2条 市長が委員に選任することができる者(以下「委員資格者」という。)は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 委員を選任しようとする地域協議会が置かれている地域自治区の区域内に住所を有する者であること。
- (2) 公職選挙法(昭和25年法律第100号)に基づき本市の議会の議員の候補者となることができる者(次条の規定による公募を開始した日から委員が選任される日までの間に同法第3条に規定する公職(以下「公職」という。)の候補者となった者を除く。)であること。

(委員の選任の方法)

第3条 市長は、委員を選任しようとするときは、委員資格者のうちから委員に選任されようとする者を公募し、当該公募に応じた者(以下「委員候補者」という。)について投票を行い、当該投票の結果を尊重し、委員を選任しなければならない。

(委員の選任の方法の特例)

第4条 市長は、前条の規定にかかわらず、委員候補者の数が上越市地域自治区の設置に関する条例(平成20年上越市条例第1号。以下「設置条例」という。)第5条第2項に規定する委員の定数(以下「定数」という。)を超えないときは、前条の規定による委員候補者についての投票(以下「選任投票」という。)を行わず、委員候補者のうちから委員を選任することができる。

- 2 市長は、前項の規定により委員を選任しても、なお委員が定数に達しない場合は、委員が定数に達するまで委員資格者のうちから委員を選任することができる。
- 3 市長は、前条の規定にかかわらず、委員に欠員が生じた場合は、委員が定数に達するまで委員資格者のうちから補欠委員を選任することができる。

(公募の開始の期日等)

第5条 第3条の規定による公募(以下「公募」という。)の開始の期日は、次のとおりとする。

(1) 委員の任期満了による公募 任期が終わる日の前50日以内の日

(2) 地域協議会の設置による公募 設置の日から30日以内の日

2 公募の期間は、少なくとも10日間とする。

3 公募の開始の期日及び期間は、公募開始の日前に告示しなければならない。

(選任投票の執行)

第6条 選任投票は、市長が執行する。

2 市長は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定に基づき、協議により、選任投票の管理及び執行に関する事務を選挙管理委員会に委任するものとする。

(選任投票の期日)

第7条 選任投票の期日は、次のとおりとする。

(1) 委員の任期満了による選任投票 任期が終わる日の前30日以内の日

(2) 地域協議会の設置による選任投票 設置の日から50日以内の日

2 選任投票の期日は、少なくとも7日前に告示しなければならない。

(投票資格者)

第8条 選任投票において投票を行うことができる者(以下「投票資格者」という。)は、委員を選任しようとする地域協議会が置かれている地域自治区の区域内に住所を有する者で、かつ、選任投票を公職選挙法に基づく本市の議会の議員の選挙とみなした場合において、その選挙権を有する者とする。

(投票資格者名簿)

第9条 選挙管理委員会は、投票資格者について、公職選挙法に基づく選挙人名簿に準じて、投票資格者名簿を調製しなければならない。

(公報の発行)

第10条 選挙管理委員会は、選任投票を行うに当たっては、委員候補者の氏名、年齢、経歴、応募動機等を記載した公報を発行しなければならない。

(投票運動)

第11条 選任投票に関する運動(以下「投票運動」という。)は、投票資格者の自由な意思を確保するため、公明かつ適正に行わなければならない。

- 2 投票運動については、公職選挙法第13章(第141条第8項、第142条第5項、第143条第4項及び第15項、第144条の2から第144条の5まで、第147条後段、第161条第3項及び第4項、第172条の2、第175条(党派別の掲示に関する部分に限る。))並びに第177条を除く。)の規定中地方公共団体の議会の議員の選挙に関する規定(本市の議会の議員の選挙に適用されるものに限る。)を準用する。
- 3 市長は、第3条の規定にかかわらず、前2項の規定に反する投票運動(以下「違反投票運動」という。)を委員候補者が自ら行ったと認められる場合又は委員候補者がその支援者に行わせたと認められる場合は、当該委員候補者を委員に選任しないことができる。

(投票及び開票)

第12条 選任投票の投票及び開票については、公職選挙法に基づく本市の議会の議員の選挙の例により行うものとする。

(投票結果及び委員選任の告示)

第13条 市長は、選任投票の結果が確定したときはその結果を、委員を選任したときはその住所及び氏名をそれぞれ速やかに告示しなければならない。

(委員の解任)

第14条 市長は、委員がその在任中に次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該委員を解任しなければならない。

- (1) 公職の候補者となったとき。
- (2) 委員資格者でなくなったとき。
- 2 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、当該委員を解任することができる。
 - (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。
 - (2) 委員候補者であったときに違反投票運動を自ら行ったと認められるとき。
 - (3) 委員候補者であったときに違反投票運動をその支援者に行わせたと認められるとき。
 - (4) 前2号に定めるもののほか、委員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。
- 3 委員は、前2項の規定による場合を除くほか、その意に反して解任されることがない。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年1月1日から施行する。

(設置条例の一部改正に伴う手続の特例)

- 2 第5条第1項第2号の規定にかかわらず、上越市地域自治区の設置に関する条例の一部を改正する条例(平成21年上越市条例第14号。以下「改正条例」という。)の規定による改正後の設置条例第4条の規定により置かれる高田区地域協議会、新道区地域協議会、金谷区地域協議会、春日区地域協議会、諏訪区地域協議会、津有区地域協議会、三郷区地域協議会、和田区地域協議会、高土区地域協議会、直江津区地域協議会、有田区地域協議会、八千浦区地域協議会、保倉区地域協議会、北諏訪区地域協議会及び谷浜・桑取区地域協議会の委員の公募その他選任に必要な手続は、改正条例の施行の日前においても行うことができる。この場合において、第2条第1号中「置かれている」とあるのは、「置かれる」と読み替えるものとする。

附 則(平成20年条例第2号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 公布の日
- (2) 第2条の規定 平成20年4月1日

附 則(平成21年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年条例第14号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。